

令和7年度

# 新潟県の農林水産業

(資料編：水産業)

令和8年6月

新 潟 県



# 目 次

第1 新潟県水産業を巡る情勢	1
1 国際的な動き	3
(1) 世界の漁業生産の動向	3
(2) 水産物の輸出入と自給率の動向	3
(3) 日本海を巡る漁業の動き	5
2 国内的な動き	6
(1) 漁業生産と我が国周辺水域の資源動向	6
第2 新潟県水産業の概況	7
1 生産構造概要	9
(1) 漁業生産構造の全国での位置付け	9
(2) 漁業、養殖業の生産量、生産額	9
(3) 県内産出額	9
(4) 北陸3県との比較	10
第3 漁業構造と漁家経済の動き	11
1 生産者	13
(1) 海面漁業生産者	13
(2) 内水面漁業	15
2 生産基盤と漁村環境	16
(1) 漁港	16
(2) 共同利用施設整備	17
(3) 漁港海岸	18
(4) 漁村	18
3 漁船	19
4 漁業許可等	19
(1) 海面漁業	19
(2) 内水面漁業	21
5 漁業団体	22
(1) 漁業協同組合	22
(2) 系統団体	23
(3) 漁業者・女性部組織	25
(4) 制度金融	25

第4	生産の動き	26
1	海面漁業	28
(1)	生産概要	28
(2)	主要魚種を対象とした資源増大の取組とその生産状況	28
2	海面養殖業	33
(1)	養殖生産量	33
(2)	養殖生産額	33
3	内水面漁業	34
(1)	生産概要	34
(2)	サケ・マス増殖	34
(3)	淡水魚の増殖	35
(4)	外来魚対策	36
4	内水面養殖業	37
(1)	食用魚	37
(2)	観賞魚（錦鯉）	37
5	水産加工業	38
第5	豊かな食生活とうるおいの提供	39
1	消費拡大に向けた取組	41
(1)	地産地消の取組	41
2	うるおいの提供	42
(1)	海面における遊漁	42
(2)	ダイビング	42
(3)	河川湖沼における遊漁	42
(4)	海と山の交流	43
参考		44
1	海況	46
2	漁業者交流大会	47

## 利用者のために

本書は、新潟県における水産業の動向に関する年次報告です。

可能な限り令和6年度以降の動向について取りまとめていますが、6年度の数値がない場合は最新数値を使用しています。

また、本書で使用した統計の主要用語の定義は以下のとおりです。

**漁業経営体**：利潤又は生活の資を得るため、販売を目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

**漁業就業者**：漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で、自営漁業又は雇われ漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

**漁業世帯**：個人漁業経営体及び漁業従事者世帯の総称。

**漁業従事者世帯**：他人の営む漁業経営体に雇われて年間30日以上海面漁業の海上作業に従事している世帯をいう。

**遠洋漁業**：遠洋底びき網、以西底びき網、北洋はえ縄・刺網、遠洋かつお一本釣り、遠洋まぐろはえ縄、大中型まき網かつお・まぐろまき1そうまき〔(太平洋中央海区)、(インド洋海区)での操業〕、遠洋いか釣り(ニュージーランド水域、フォークランド水域でのいか釣りを含む)、その他のはえ縄(日ロ合弁及び日ロ漁業共同事業に係る漁業)、その他の漁業(大西洋はえ縄等漁業及び日ロ漁業共同事業に係る漁業)。

**沖合漁業**：動力10トン以上の漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網及び地びき網漁業を除いたものをいう。

**沿岸漁業**：漁船非使用、無動力船及び動力10トン未満の漁船を使用する漁業並びに定置網及び地びき網漁業をいう。

**属人統計**：漁業生産活動を行った海面漁業経営体が所属する所在地に生産量等を計上した統計をいう。

**属地統計**：生産物が水揚げ(陸揚げ)された地域に生産量を計上した統計をいう。

**日本海北区**：青森県むつ市(旧佐井村)と脇野沢村の市村境から秋田県、山形県、新潟県及び富山県までの範囲をいう。

新潟地域：粟島浦村及び村上市（旧山北町）から糸魚川市（旧青海町）までの市町村（上・中・下越）

（新潟北部） 粟島浦村及び村上市（旧山北町）から新潟市（旧岩室村）までの市町村（下越）

（新潟南部） 長岡市（旧寺泊町）から糸魚川市（旧青海町）までの市町村（中・上越）

佐渡地域：佐渡市

T A C 制度：魚種ごとに漁獲できる数量（Total Allowable Catch）を定め、資源の維持又は回復を図ろうとする制度をいう。現在 8 魚種が対象。

T A E 制度：資源水準を早急に回復させるため、特定の水産資源に着目して漁獲努力量（Total Allowable Effort）を管理する制度をいう。

遊漁船業：遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。